平成２２年（フ）第３３号
長崎県東彼杵郡東彼杵町大音琴郷152番地４
債務者　焼本　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
沖縄県那覇市字松川386番地１　ユタカハイム坂下マンション702
債務者　葛西　雄司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９１号
沖縄県那覇市字古波蔵130番地３　松下アパートＡ―303
債務者　上原　良子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６４号
茨城県土浦市中高津２丁目18番44号グリーンヒルタカツＢ棟101号、旧住所茨城県土浦市中高津２丁目19番53号
債務者　伊丹めぐみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１６３号
名古屋市南区堤起町１丁目18番地　マンションつつみ起405号
債務者　飯盛有桂実
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５号
名古屋市名東区神月町1006番地　ハイツ寺尾202号
債務者　日高　僚一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２２号
名古屋市北区大杉１丁目16番28号　メゾントモナリ202号
債務者　成田　光恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４０号
愛知県瀬戸市西松山町１丁目132番地の１藤和シティコープ西松山403
債務者　星野さち子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６７号
名古屋市中川区三ツ池町１―11　メゾンヒカリ305、住民票上の住所愛知県一宮市花池４丁目19番３―405号　県営花池住宅
債務者　右田　健二
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９６号
愛知県半田市宮本町１丁目28番地
債務者　酒井あつ子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５３号
名古屋市千種区月ケ丘１丁目１番３号　月ケ丘荘１―１号
債務者　寄本　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
北海道小樽市オタモイ３丁目12番146号、前住所北海道余市郡余市町大川町18丁目15番地８　コーポ吉村203号
債務者　工藤　道浩
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道小樽市星野町４番４号、前住所札幌市手稲区西宮の沢２条１丁目４番６―201号
債務者　山内　千里
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２９号
北海道小樽市高島５丁目12番４号
債務者　島田　知幸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３０号
北海道小樽市高島５丁目12番４号
債務者　島田　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３２号
北海道小樽市祝津１丁目１番445号
債務者　本藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３６号
北海道小樽市朝里４丁目７番31号、前住所埼玉県朝霞市泉水３丁目10番15―704号
債務者　小林　弘典
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部